

昭和五十五年度

資料調査報告書 第八集

— 会見郡法勝寺村八幡宮社家
平井家文書 —

鳥取県立博物館

序にかえて

資料調査報告第八集は、昭和五〇年一〇月、平井澄氏から寄贈された神道裁許状を中心とする一八点の文書についての調査報告である。

平井家は、もと西伯郡西伯町法勝寺の長田神社（古くは会見郡長田庄八幡宮といった）の神職で、家伝によると慶長期の初代平井甚左衛門友次から澄氏まで一八代つづいた由緒ある旧家である。

澄氏は、山陰合同銀行にお勤めで、神職をつがず、平井家は長田庄八幡宮の社家をやめることになった次第である。

池田家史料の中にも、神社関係史料はあり、本報告書にも一部、長田庄八幡神社関係について紹介しているが、いわゆる社家文書は平井氏の寄贈された文書が当館唯一の文書である。

さらに、平井家が社家であった法勝寺の八幡宮は長田庄の中心に位置した神社であり、長田庄全体の産土神であった。長田庄についてはくわしく知られていないが、長田庄の中の賀祥村白山神社には、元応二年（一三二〇）の光背銘をもつ鉄仏（県保護文化財）があり、早くからひらけたこの地域にはほかにも中世の遺物も多く、これ等に思いをはせるとき、平井家文書は近世の古文書でありながら、長田庄のことを考えさせてくれる興味深い史料である。

家代々に伝えられた貴重な文書を快よく御寄贈いただいた平井澄氏にあらためて心からお礼を申しあげて刊行の辞としたい。

昭和五十六年三月

鳥取県立博物館長

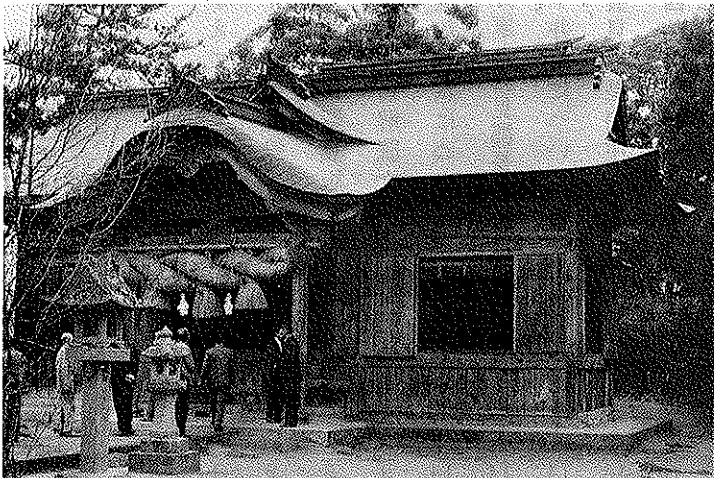
前田 寿 男

目次

序にかえて	1
I 平井家文書目録	2
II 平井家文書写真版	3
III 平井家文書解説文	9
IV 神道裁許状について	14
V 平井家と会見郡長田庄について	14
1. 平井家について	14
2. 会見郡長田庄	15
3. 西伯町地図	16
4. 長田庄の村々と産土神	17
5. 長田庄法勝寺村の社家	18
6. 社家と持宮	19
あとがき	

Ⅰ 平井家文書目録

- | | | | |
|-------------------------|--|--------------|-------|
| 1 神道裁許状 | 平井伊勢友家 | 慶長十八年五月廿四日 | 堅紙 一通 |
| 2 神道裁許状 | 平井権少副友清 | 寛永十二年八月廿五日 | 堅紙 一通 |
| 3 神道裁許状 | 平井対馬守友林 | 正保丁亥(四)年七月朔日 | 堅紙 一通 |
| 4 神道裁許状 | 平井権少輔元清 | 寛丈九己酉年七月廿八日 | 堅紙 一通 |
| 5 神道裁許状 | 平井左近将清 | 延享二年七月廿六日 | 堅紙 一通 |
| 6 神道裁許状 | 平井淡路守友家 | 明和二年四月八日 | 堅紙 一通 |
| 7 神道裁許状 | 平井安芸藤原友正 | 寛政元年八月廿三日 | 堅紙 一通 |
| 8 神道裁許状 | (平井安芸)藤原友正 | 寛政元年八月廿三日 | 堅紙 一通 |
| 9 神道裁許状 | 平井伊勢藤原友孝 | 嘉永元年七月十五日 | 堅紙 一通 |
| 10 神道裁許状 | 平井丹波藤原友貞 | 文久三年八月廿一日 | 堅紙 一通 |
| 11 神道裁許状 | 平井丹波藤原友貞 | 文久三年八月廿一日 | 堅紙 一通 |
| 12 神道裁許状 | 平井山城藤原友寿 | 文久三年八月廿一日 | 堅紙 一通 |
| 13 (会見郡野牛村利寿権現社等屋根葺替願) | 年寄次郎右衛門・庄屋半次郎・
嗣官平井淡路 宗旨庄屋奥書 (寺社奉行) 吉田平馬宛 | 安永四年三月 | 堅紙 一通 |
| 14 (相对勸化許可状) | (平井淡路持宮利寿権現社造立のため、願いの通り、西
伯耆三郡村々(相对勸化を許可したこと) (寺社奉行) 吉田平馬 汗入 | 安永四年四月 | 堅紙 一通 |
| 15 (寺社方下役用状) | (会見郡野牛村利寿権現社修葺のため、神主平井淡路に
汗入・会見・日野三郡での相对勸化を許可した。廻村の節は宿の手配・助
情等心付けるよう村々庄屋へ申付けること) (寺社方下役) 上原茂右衛
門・吉田直左衛門・小田庄太夫・原田忠次郎・清水善平 (汗入・会見・
日野三郡宗旨庄屋) 門脇昇兵衛・瀬尾伊右衛門・加藤庄左衛門・生田兵
右衛門・古郡左次右衛門・篠田善兵衛・飛田義兵衛宛(安永四年)五月朔
日 | 五月朔 | 堅紙 一通 |
| 16 (神札配当許可状) | (会見郡法勝寺村神職平井伊勢奉仕の社修葺のため、
伯州郡々へ神札配当を願の通り許可) (寺社奉行) 小谷彦次郎 伯州御
郡々宗旨庄屋宛 | 慶応二年十月 | 堅紙 一通 |
| 17 (宗旨庄屋別触仰付申渡書) | (二代限り格紙一本紙・宗旨庄屋別触、惣略
頭直作廻に仰付る。) (寺社奉行) 会見郡法勝寺村嗣官平井伊勢宛 | (年月不詳) | 切紙 一通 |
| 18 (浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書状残欠) | (利寿権現社造立の相对勸化
について) (平井淡路宛か) (年不明) 申十一月 | | 切紙 一通 |



西伯町法勝寺長田神社

Ⅱ 平井家文書写真版

伯州會見郡長田庄
法勝寺村八幡宮祠官
平井伊勢守友家神
事奉勤之時着可着風
折烏帽子袴衣者
神道裁許之狀如件
慶長十八年五月廿四日
神道管領長上朝書

1. 神道裁許状 平井伊勢友家 慶長十八年五月廿四日

伯州會見郡長田庄法勝寺村
八幡宮之祠官平井権少副友清担
例之神奉奉勤之時可着
風折烏帽子袴衣者
神道裁許之狀如件
寛永十二年八月廿五日
神道管領長上朝書

2. 神道裁許状 平井権少副友清 寛永十二年八月廿五日

伯州會見郡長田庄法勝寺村
八幡宮之祠官平井対馬守友林
一通遣之任先例神事奉勤
時可着風折烏帽子袴衣者
神道裁許之狀如件
正保丁亥(四)年七月朔日
神道管領長上朝書

3. 神道裁許状 平井対馬守友林 正保丁亥(四)年七月朔日

伯耆國分月郡平井安芸藤原友正
 八幡宮・伊勢宮・平井權少輔元清
 任先例神事奉勤・可著
 風折烏帽子付衣者
 神道裁許之狀如件
 寛政元年八月廿三日
 神祇管領長尾信朝

7. 神道裁許狀 平井安芸藤原友正 寛政元年八月廿三日

伯耆國分月郡平井安芸藤原友正
 八幡宮・伊勢宮・平井權少輔元清
 任先例神事奉勤・可著
 風折烏帽子付衣者
 神道裁許之狀如件
 寛文九己酉年七月廿八日
 神祇管領長尾信朝

4. 神道裁許狀 平井權少輔元清 寛文九己酉年七月廿八日

布齋服之事許容
 藤原友正訖向後
 可著用之狀如件
 寛政元年八月廿三日
 神祇管領長尾信朝

8. 神道裁許狀 (平井安芸)藤原友正 寛政元年八月廿三日

伯耆國分月郡平井左近將清
 伊勢宮・八幡宮・平井權少輔元清
 任先例神事奉勤・可著
 風折烏帽子付衣者
 神道裁許之狀如件
 延享二年七月廿六日
 神祇管領長尾信朝

5. 神道裁許狀 平井左近將清 延享二年七月廿六日

伯耆國分月郡平井淡路守友家
 鴨田村・伊勢宮・平井權少輔元清
 任先例神事奉勤・可著
 風折烏帽子付衣者
 神道裁許之狀如件
 嘉永元年七月十五日
 神祇管領長尾信朝

9. 神道裁許狀 平井伊勢藤原友孝 嘉永元年七月十五日

伯耆國分月郡平井淡路守友家
 鴨田村・伊勢宮・平井權少輔元清
 任先例神事奉勤・可著
 風折烏帽子付衣者
 神道裁許之狀如件
 明和二年四月八日
 神祇管領長尾信朝

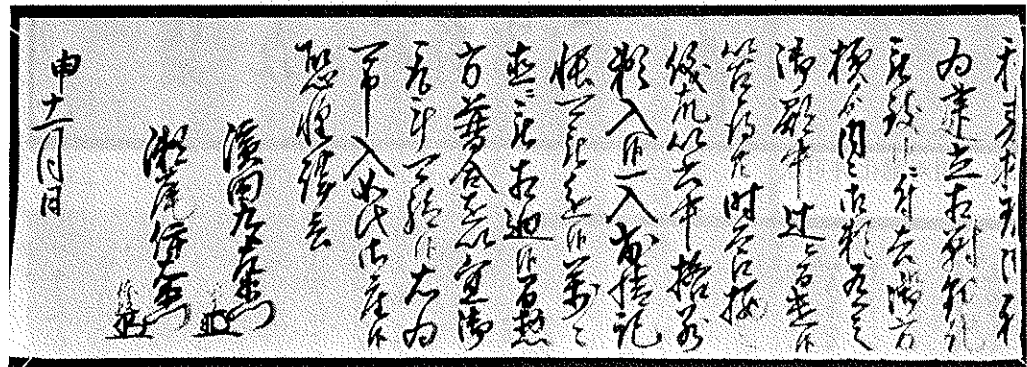
6. 神道裁許狀 平井淡路守友家 明和二年四月八日



16. 神札配当許可状



17. 宗旨庄屋別触仰付申渡書



18. 浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書状残欠

III 平井家文書解読文

一、神道裁許状 (三四・五×四四・九)

(単位センチメートル)

伯州会見郡長田庄
法勝寺村八幡宮祠官
平井伊勢守友家神
事参勤之時者可着風
折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件
慶長拾八年五月廿四日

神道管領長上下部朝臣(花押) (朱印)

(上包紙) 上書

平井伊勢守
慶長十八

二、神道裁許状 (三八・五×五二・八)

伯州会見郡長田庄法勝寺村
八幡宮之祠官平井権少副友清恒
例之神事祭礼参勤之時可着
風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件
寛永十二乙亥年八月廿五日

神道管領長上下部朝臣兼英(花押) (朱印)

(包紙) 上書

伯州会見郡

平井権少副

寛永十二

三、神道裁許状 (三八・一×五三・一)

伯州会見郡長田庄法勝寺村
八幡宮之祠官平井对馬守友林續目之
一通遣之任先例神事参勤之
時可着風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件
正保四丁亥年七月朔日

神道管領長上下部朝臣兼里(花押) (朱印)

四、神道裁許状 (三九・四×五三・六)

伯州会見郡長田庄法性寺村
八幡宮之祠官平井権少輔元清
任先例神事参勤之時可着
風折烏帽子狩衣者
神道裁許之状如件
寛文九己酉年七月廿八日

神道管領長上侍從下部兼連(兼意) (朱印)

(包紙) 上書

(異筆)

伯州会見部

正保四

平井对馬守

寛文九

平井権少輔

五、神道裁許状 (四五・三×五八・三)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮御宜鴨部村
伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村利寿権現
赤谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村
名劔大明神武信村客大明神絹屋村森脇大明神
八社之祠官平井左近將清着風折烏帽子狩衣
先任例可專神役者
神道裁許之状如件
延享二年七月廿六日

神祇管領長上正三位行神祇權大副兼侍從

(長延) 卜部朝臣兼雄 (朱印)

六、神道裁許状 (四五・六×五八・四)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮御宜鴨部村
伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村利寿権現赤
谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村名劔大明神
武信村客大明神絹屋村森脇大明神八社之祠官
平井淡路守友家着風折烏帽子狩衣任先例
可專神役者
神道裁許之状如件
明和二年四月八日

神祇管領長上從二位卜部朝臣兼雄 (朱印)

七、神道裁許状 (四五・四×六〇・〇)

伯耆国会見郡平井安芸藤原友正令為法勝寺村
八幡宮御宜鴨部村伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村
利寿権現赤谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村
名劔大明神武信村客大明神絹屋村森脇大明神
八社祠官着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式
可抽太平精祈者
神道裁許状如件
寛政元年八月廿三日

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱 (朱印)

八、神道裁許状 (四五・四×五八・五)

布着服之事許容
藤原友正訖向後
可着用之状如件
寛政元年八月廿三日

神祇管領長上下部朝臣 (朱印)

九、神道裁許状 (四六・一×二一五・五)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮荒神宮
鴨部村伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村
利寿権現赤谷村妙劔大明神落合村新八幡宮
金山村妙劔大明神武信村客大明神絹屋村

十一、神道裁許状 (四六・九×五九・九)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮御宜鴨部
村伊勢宮入蔵村三嶋大明神及廿二社
神主平井丹波藤原友貞當社祭禮
六月朔日八月十五日九月九日一日法令
可着衣冠者
神道之状如件
文久三年八月廿一日

神祇管領長上侍從卜部朝臣 (花押)

十二、神道裁許状 (四六・五×五九・五)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮御宜荒神宮鴨部村
伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村利寿権現妙劔大明神
赤谷村妙劔大明神落合村新八幡宮金山村妙劔大明神
武信村客大明神二升村荒神宮常清村日御碕大神宮
能竹村天神宮信頼村客大明神定常村荒神宮早田村
荒神宮大河内村天神宮笹畑村荒神宮伐株山神
道河内村荒神宮徳長村熊野権現馬場村荒神宮
与一谷村荒神宮廿二社神主平井山城藤原友寿
着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式
可抽太平精祈者
神道裁許状如件
文久三年八月廿一日

神祇管領長上侍從卜部朝臣良義 (朱印)

神祇管領長上從三位侍從卜部朝臣良芳 (朱印)

十、神道裁許状 (四六・九×五九・九)

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮御宜荒神宮鴨部村
伊勢宮入蔵村三嶋大明神野牛村利寿権現妙劔大明神
赤谷村妙劔大明神落合村新八幡宮金山村妙劔大明神
武信村客大明神二升村荒神宮常清村日御碕大神宮
能竹村天神宮信頼村客大明神定常村荒神宮早田村
荒神宮大河内村天神宮笹畑村荒神宮伐株山神
道河内村荒神宮徳長村熊野権現馬場村荒神宮
与一谷村荒神宮廿二社神主平井丹波藤原友貞
着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式
可抽太平精祈者
神道裁許状如件
文久三年八月廿一日

神祇管領長上侍從卜部朝臣良義 (朱印)

十三、〔会見郡驛牛村利壽権現社等屋根葺替願〕

奉願覚

一 驛牛村利壽権現社四尺柿葺ニ而
御座候所、屋根破損仕候ニ附、此度棚葺ニ
屋葺替仕度奉願候、尤前ニ老間之拜殿
建立仕度奉願候。(御祭日雨天之砌ハ神勤等
難勤難儀仕候間御社之前ニ)
并ニ老間御神所大板葺ニ
建立仕度奉願上候。
一 妙劔大明神社三尺大板葺ニて御座候所
屋根破損仕候ニ付、此度棚葺ニ屋根替
仕度奉願上候、尤村中同心之上ヲ以奉願上候
宜敷被仰上可被下候。以上

安永四年 年寄 次郎右衛門 ⑩
庄屋 半次郎 ⑩
未三月日 司官 平井淡路 ⑩

生田兵右衛門殿
門脇静間殿

前書之通存届ケ申上候、奉願趣被仰付
可被下候。以上

三月日 門脇静間 ⑩
吉田平馬様

(継紙)
前書之通奉願候。宜被為仰付
可被下候。以上。

生田兵右衛門

十四、〔相對勸化許可状〕

(朱書)

会見郡法勝寺村

末四月廿日ヨリ 平井淡路
同六月十日迄

右之持宮利壽権現之社
致造立度之處、少氏子ニ付
造立難致、依之汗入郡
会見郡日野郡右三郡相對
勸化奉願候處、願之通御聞届
相濟候之段存届候、以上

安永四年

末四月日

吉田平馬(黒印)

汗入郡

会見郡 宗旨庄屋中

日野郡

十五、〔寺社方下役用状〕

一 筆申入候、然者会見郡
驛牛村利壽権現之社
及破損候處、小氏子ニ付
修葺難叶、依之汗入郡
会見郡日野郡相對
勸化之儀神主平井
淡路奉願御聞届相濟
此度致廻村候間、少々助情
ニも相成候様并宿等之儀
心ニ付候様村々庄屋迄
可被申付候、不悉

十七、〔宗旨庄屋別觸仰付申渡書〕

会見郡法勝寺村詞官

平井伊勢

其方奉仕法勝寺村八幡宮
并驛牛村利壽権現共旧社ニ而
社領茂敷石被成御寄附、臨時
御祈禱等毎々被仰付、右等
御由緒も有之儀ニ付別觸被仰付
被為下候様奉願趣、容易難被
仰付義ニ者候得共、旧家之趣ニも相聞
殊ニ惣幣頭より中立之訳も有之
献金等も致し候義ニ付格別ニ一代
限り格紙老本紙宗旨庄屋別觸
永江修理直作廻被仰付候。

十八、〔浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書状残欠〕

(前欠)

利壽権現御社為建立相對勸化
被致候ニ付、去る御方様より内々御頼有之
御郡中辻ニ而遣候管候得共、時節柄之
儀故、以書中格別頼入候一入出精記
帳可被進候、萬々直ニ被相廻候間惣
方普合を以宜御取斗可給候、右為
可申入如此御座候。恐惶謹言

浜田九郎左衛門

栄豊(花押)

瀬尾伊右衛門

棟茂(花押)

申十一月日

(後欠)

十六、〔神礼配当許可状〕

会見郡法勝寺村
神職平井伊勢

右者奉仕之社及大破
候之処、修葺自力難相叶、
依之其御郡々江神礼
配当致し度段願之通
承届候。不悉

慶応貳年

寅十月

小谷彦次郎 ⑩

(朱書)

来ル卯九月限

伯州御郡々

宗旨庄屋中

IV 神道裁許状について

神道裁許状（しんとうさいきょじょう） 吉田神道を宣揚し、全国の神社、神職を支配して来た吉田家で、当時の神職たちに下された種類の許可状のこと。中世末期以来、明治維新まで行なわれた。その内容は、(1)神道相伝に關するもの。(2)神職の身分に關するもの。(3)神職（その他特殊な芸能人）の服飾に關するもの。(4)神体勧請に關するもの、の四つに大別できる。(1)に属するものに、日所作次第・參詣次第・奉幣略次第・遷宮祝詞・六月被歌・月拜大事・神供咒文・勝軍治要祓・六畜之祓・神道誕生安平加持・湯立大事・神道鳴弦大事・上棟之儀・劔咒文・清祓卷・十八神道次第・葬祭次第等がある。(2)は、当職再勸・兼帯社・神拝祈禱・改名・神主号・大宮司号・一日法令・神子御許状・先例雜目・宮位御添状・後見代勸・別當御許状等。(3)は、千早・紗狩衣・風折浄衣・上棟之節風折白張・日陰同立系・把笏・浅沓・四組木綿崩黄四組掛等。(4)は、御張勸請・御幣勸請・幣帛・神階幣帛等がある。就中(3)の服飾に關するものが多く、永祿元年あたりから四足二尾食用裁許のごときも出ており、神職の生活全面に及ぶようになる。これらの裁許状は、吉田家の家老職鈴鹿氏によって認められた。鈴鹿氏は裁許状の見本ともいうべき「御許状物案」という一冊の書類を座右に置き、その申出に応じたが、その形式は、切紙・横折中高二つ折・横折中高整書・横折御許状・延中高整書などと細かく規定されており、料紙も切紙や特に宿紙を用いた場合もある。兼俱の代から多く実施されてくるが、兼満・兼石・兼見代のもものが特に多く、近世に入り、幕府の保護の下にかなりの權威を示した。このような裁許状発行の意図するところは、応仁の大乱後、神祇官代として全国の神社・神職を支配する地位にあった吉田家が、その統制力を、思想並びに行政面に伸ばし、更に吉田神道を全国的に宣布しようとするところにあったと、平田篤胤は『俗神道大意』で手敏しくこれを非難しているがしかしこれは所謂「永宣旨」の慣習が一段と拡大されたものと見られ、よってその形成からいえば、吉田家の発令に過ぎないが、その性質に於ては國家の任務であり、その効果に於ては朝廷よりせられたと一向に変わりないという一種の変態的の制度が始められたことになった訳で、一家の私的行為と単に決めつけ

十八代 平井澄 友紀 昭和十年七月十五日拜命

伯耆国会見郡長田庄八幡宮の社家平井氏は、この記録によれば平井左衛門友次にはじまり、現当主平井澄氏まで十八代におよぶが、この記録にはいくつかの疑問点もある。この記録は、八幡宮、利寿権現社、鎌倉神社等に殘る棟札や平井家に伝えられた神道裁許状等により編成されたらしいが、二代神祇大夫藤原友家、八代丹後守友綱の二人についてはその拠所が明らかにされていない。さらに、十代平井左近將藤原清延は、神道裁許状によれば、平井左近藤原清である。また十二代の平井市之守（市正）は、神道裁許状では安芸になつていて、異筆で安芸と訂正されている。

十四代平井山城守友寿と十五代平井丹波守友貞については、文久三年八月廿一日の同日付で同一文の神道裁許状がそれぞれに給与されている。さらに、友貞には、同日付で、「伯耆国会見郡法勝寺村八幡・鴨部村伊勢宮・入蔵村三嶋大明神及廿二社神主平井丹波藤原友貞当社祭禮六月朔日・八月十五日・九月九日一日法令可着表冠者」（日録十一号文書）という神道裁許状が給与されており、友寿・友貞の關係はどのようなものであつたか疑問が殘る。しかし、平井家十八代の中にはこのような疑問が殘るとはいえ、平井家は天正十三年より、あるいはそれ以前より国会見郡長田庄八幡宮の社家として連綿として続いた家であり、「旧家」であることにはちがいないのである。

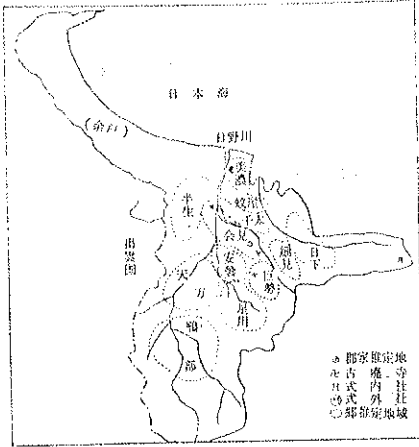


図156 国会見郡推定図

2. 国会見郡長田庄
『和名抄』によると、国会見郡には日下・細見・美濃・安曇・巨勢・蚊屋・天馬・千太・国会見・星川・鴨部・半生の十二郷がある。『鳥取県史』（一 原始古代）では、これ等の郷を上図の図のように推定している。これによると現在の西伯町は、鴨

ることは出来ない。神道裁許状は、各地に現存しているものも多く、吉田神道研究のためには多く実物を蒐集することが必要。

（『神道辞典』安津素彦編・堀書店刊）

V 平井家および国会見郡長田庄について

1. 平井家について

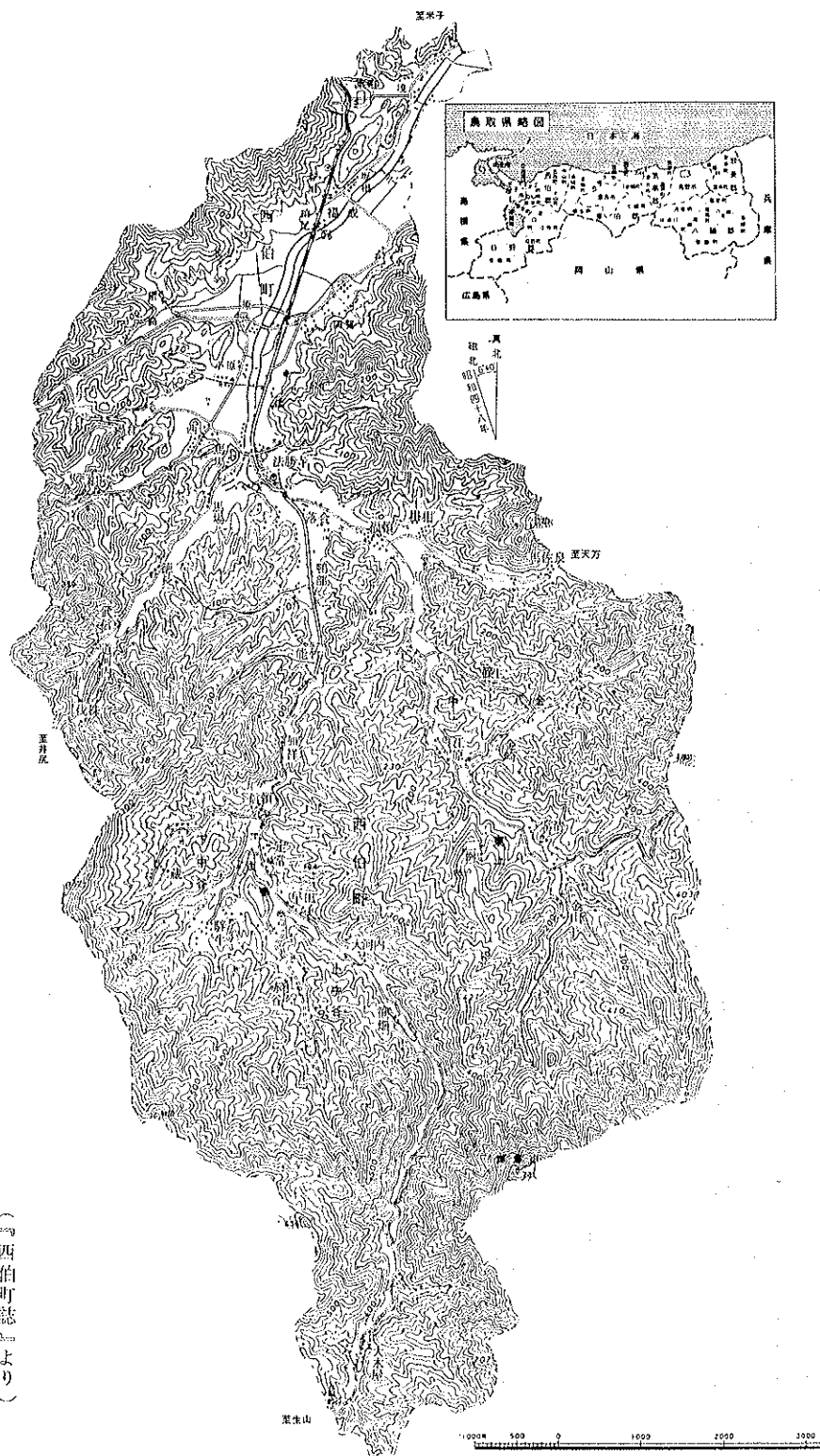
平井家は、伯耆国会見郡法勝寺村の八幡宮（現在の鳥取県西伯町西伯法勝寺の長田神社）の社家であった。平井家の記録（平井亮氏作成または書写のもの）によると、平井家は

元祖	八幡宮神主	平井甚左衛門藤原友次	自天正十三年以前八幡宮造営棟札明記。天正十三年西遷宮
二代	同	平井神祇大夫同	友家 天正十六年十一月官位
三代	同	平井伊勢守 同	友家 慶長十八年五月廿四日官位
四代	同	平井傳之祐 同	友綱 利寿権現棟札
五代	同	平井権少輔	友清 寛永十二年乙亥八月廿五日官位
六代	同	平井对馬守	友林 正保四丁亥年七月朔日官位
七代	同	平井権少輔	元清 寛文九年己酉七月廿八日官位
八代	同	平井丹後守	友綱
九代	八幡宮祠宮	平井主馬守（頭）友将	元祿十二年金山鎌倉神社棟札記載
十代	同	平井左近将	清延 延享二年七月廿六日官位
十一代	同	平井淡路守	友家 明和二年四月八日官位
十二代	同	平井市之守（市正）友正	寛政元年八月廿三日官位
十三代	同	平井伊勢守	友孝 嘉永元年七月十五日官位
十四代	同	平井山城守	友寿 文久三年八月廿一日官位
十五代	神主 同	平井丹波守	友貞 文久三年八月廿一日官位
十六代	長田神社社司	平井龟麿	友澄 明治廿七年十二月十八日任命
十七代	長田神社社掌	平井 亮	友博 明治四十年七月十日任命

部郷に入ることになる。鴨部郷については、同書は「旧法勝寺村及び両長田村の地域、大園村の一部も含むかも知れない。『正倉院文書』（神護景雲四年優婆塞貢進文）に「賀茂部秋麻呂年廿伯耆国会見郡賀茂郷戸主賀茂部馬戸」とみえるのは、おそらく当郷の有力な豪族であつたであろう。今に鴨部部郷が殘る」とのべている。

ところで、鴨部郷は、伯耆国会見郡長田庄として記録に見えてくる。『吾妻鏡』の建久元年（一一九〇）十一月六日の条に「大舎人允藤原泰頼也、承鎌倉殿御上洛事、為御迎參向且為慈申伯耆国会見郡長田庄得替事也」（清水正繼編『莊園志料』より引用）とある。伯耆国会見郡長田の地名は汗入部にもあるが、ここには長田庄は国会見郡の長田と考えなければならぬであろう。『莊園志料』では長田庄を説明して国会見郡のうち、「馬佐良、八子、金崎、常清、金山、二升、江原、今長、藤相、掛合、福頼、落合、鴨部、能竹、加祥、信頼、定常、早田、大河内、笹畑、大木屋、赤谷、野牛、入蔵、伐株、道河内、武清（信か）、徳長、馬場、法正寺、西、網屋、鍋倉、与一谷三十四村を長田庄と言ふ」としている。『莊園志料』が何を根拠に三十四の村々をあげたか明らかでないが、福頼村をあげているところからすると『伯耆志』によつたものと考えられる。『伯耆民談記』では、福頼村ではなく京乗寺村（経乗寺）となつており、『鳥取藩史』『民政志』の村落表によると福頼村はもと京乗寺村（経乗寺村）であり、文化十二年（一八一五）に福頼村と改称し、幕府には天保五年（一八三四）に届けでたと説明されている。したがって『莊園志料』が説明している長田庄の範囲とその中の村々は、近世の史料によつたものであり、中世における状態とみることはできないとしても、鴨部、法正寺等多くの集落はその起源を古代ないし中世にもつ古い村落であつたと考えられる。

古代において鴨部郷であつた地域は、鎌倉時代に入ると藤原泰頼を領主とする莊園になつていた。長田荘の成立は、建久元年以前であらうが、とにかくこのころには長田荘をめぐって争いがあり、領主泰頼は將軍頼朝に訴えているのである。長田庄がその後どのように展開するか明らかではないが、加祥村白山神社に伝わる鉄仏光背銘に「元應二庚申四月十一日、大願主藤原氏女、大檀那藤原泰親」とある。建久元年から元應二年（一一三二）まで一三〇年間のへだたりがあるが、この泰親は泰頼の後をついだ人物の一人であつたであろう。こ



(『西伯町誌』より)

の間のことは『西伯町誌』(西伯町役場、昭和五十年刊)がくわしいのでそれに譲るとして、この長田荘については、名和長年が汗入郡名和庄移住前の居住地であると説がある。(平泉澄著『名和世家』)、『西伯町誌』は、とるにたらない説と否定し、『鳥取県史』2中世(鳥取県、昭和四十八年刊)は、「名和氏の元の居住地が汗入郡長田、会見郡長田いずれの地であったか確定できない。」としている。

『伯耆民談記』・『伯耆志』によると、中世末期から近世初期の会見郡は、中間庄・蚊屋庄・八幡庄・星川庄・小松庄・長田庄・阿賀庄・福田庄・富田庄・榎原庄・宗像庄・犬田庄・長砂庄・勝田庄(『伯耆志』による。)の十四庄がある。もっとも、この郷庄保については、『伯耆民談記』では三郷十庄となっており、さらに『鳥取藩史』民政志十の村落表では三郷十一庄となっている。つまり、諸書より郷庄保の数・範囲・呼称に差があり、どれが正しいのかにわかに決し難い。しかし、長田庄・永田庄の用字のちがいはあるにしても、この庄の範囲は三書とも三十四か村で一致している。長田庄三十四ヶ村は、
 宇一谷 鍋倉 網屋 西 馬場 徳長 武信(竹延) 道河内 伐株(切喚)
 法勝寺(法性寺) 落合 経乗院(京乗院) 掛相 馬佐良 篠生(篠相・佐僧) 今長 江原 金崎 八子 二升 常清 金山 鴨部(加茂) 能竹 賀祥(加正) 信頼(信寄) 入歳 定常 野牛 赤谷 早田 大河内 藤畑 大木屋

の村々である。これ等の村々は、先にものべたように、あるいは古代に、あるいは中世にその起源をもつ集落が多く、しかも近世・近代を通じて大きく変化する事なく、ほとんど全部の村落が現在につづき、現在の西伯町の大部分の地域を構成している。

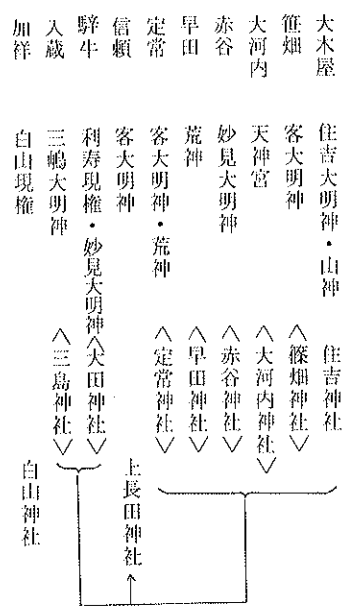
現在の西伯町は、昭和三〇年三月三〇日、旧西伯郡天津村・大園村・法勝寺村・上長田村・東長田村の五か村が合併して成立した。五か村のうち法勝寺・上長田・東長田の三か村と大園村の半分が長田庄の範囲である。西伯町の役場は法勝寺にあり、その他の公共施設等も法勝寺に多く、法勝寺はこの町の中心地である。法勝寺がこの地域の中心村落となるのは、近世またはそれ以前からである。近世においては、馬次の場所であり、藩の制札場・御茶屋が置かれた宿場の要素の強い在郷町として発展した。安政三年(一八五六)には宿送継

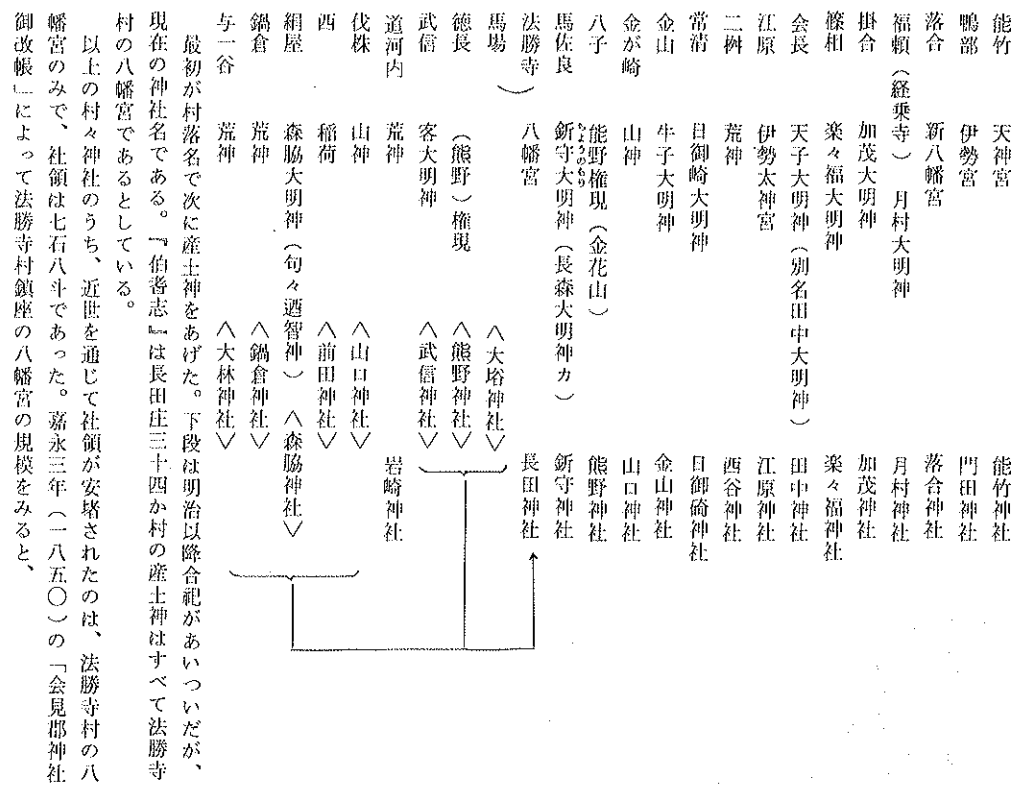
場に指定され、同五年には奥会見郡役所が、さらに慶応元年(一八六五)には番所が設置され、明治三年(一八七〇)には法勝寺村から法勝寺宿と改められている。(『鳥取藩史』民政志十)となく、近世の法勝寺村は、奥会見地方(会見郡は郡域が広いため幕末には口会見郡と奥会見郡の二郡に分けた)の中心地であった。

法勝寺が奥会見地域の中心地、つまり、長田庄の中心地となるのは、近世よりさらに以前とみなければならぬ。長田庄八幡宮に残る最古の棟札は康永二年(一三四二)のものであり、また、応仁文明の乱後、伯耆でも守護職をめぐる一族の争いがあり、伯耆の國人は山名元之を擁して守護山名政之と対立し、文明十二年(一四八〇)九月十四日、政之は但馬守護山名政豊の援軍を得て、元之の拠っていた法勝寺城を攻めたが、容易に攻略できなかったこともある。(『鳥取県史』2中世)、法勝寺は、鎌倉時代には長田庄の中心であり、南北朝、室町時代を通じて奥会見の重要拠点ともなった所である。さらに、戦国時代には、伯耆に進出した尼子氏は、法勝寺に菩提寺を設け、これを厚く保護するなど西伯の重要拠点として位置は変らなかった。このような法勝寺村の八幡は、村の産土神であるとともに、長田庄の産土神でもあったのである。

4. 長田庄の村々と産土神

主として『西伯町誌』や『伯耆国神社祭日課』によりながら長田庄の産土神をあげてみよう。





長田庄三拾四ヶ村大社
 氏神祭日八月十五日 勧請年記不分明
 一八幡大神社 八幡造 武間 三方高欄附 柿葺
 沖長尾姫命 左座
 登田別尊 中座
 祭神 多岐津姫命 右座
 多古理姫命
 市杵嶋姫命
 社領七石八斗 内 三石九斗 神主
 三石九斗 禰宜
 これに幣殿・拝殿・神楽殿・随神門(祭神豊磐彦命・備磐彦命)・石燈籠一對と三つ、石唐獅子二対・石鳥居・石手水鉢があった。また、境内には末社として高良大明神社、武内宿禰神社、天満宮社、新守大明神社、若宮大明神社、弁財天社、稲荷文明神社の七社が祀られており、社地は東西三拾間、南北二拾五間、小高い山の上であり山の高さが八拾間、廻りが四百八拾間と記されている。社家として大宮司中林播磨守、詞官平井伊勢、禰宜取作廻平井伊勢の二家があげられている。また八幡神社には摂社として御崎大明神社・杉宮大明神社上恵美須神社・幸神の四社が附属している。

5. 長田庄法勝寺村八幡宮の社家
 法勝寺村八幡宮の社家は、その始期は定かでないが天正期には中林・平井両家であった。天正十三年(一六八五)の八幡宮棟札に次のように記されている。大願御地頭雲州住佐々木三沢少輔八郎源為虎、御隠居下野守為清公、御代官同名次郎左衛門尉為景、下代 高嶋助左衛門尉源重綱 原又右衛門尉源為友 奉造宮伯州路会見郡長田荘八幡宮、天正拾三年乙酉十月九日御棟上并遷宮、道御雲州横田庄岩屋寺之内池本坊大阿闍梨権小僧都快世 為禰為御名代同名右馬允為明社 参也

最初が村落名で次に産土神をあげた。下段は明治以降合祀があいついだが、現在の神社名である。「伯耆志」は長田庄三十四ヶ村の産土神はすべて法勝寺村の八幡宮であるとしている。

以上の村々神社のうち、近世を通じて社領が安堵されたのは、法勝寺村の八幡宮のみで、社領は七石八斗であった。嘉永三年(一八五〇)の「会見郡神社御改帳」によって法勝寺村鎮座の八幡宮の規模をみると、

経玉八国寺住持法印大僧都快秀、宮惣奉行高橋對馬守大宅朝臣久光、作事奉行 日野右衛門源簿信、神主錦織藤左衛門尉久家 大工村尾与三郎 千葉新四郎藤原家次、禰宜平井甚左衛門尉次家 (「西伯町誌」)

とある。神主の錦織は、中林のもの苗字であり、平井は禰宜である。寛文九年(一六六九)の社領安堵に関する寺社奉行発給の文書には、

会見郡法正寺村八幡宮領七石八斗、従先規有之由存届候、両家(当分二可会御符、為覚之如斯也。

寛文九 六月晦日 吉村清左衛門 (判)

があり、うち六家が陰陽師である。米子町の九社家を別として二七ヶ村に三十一社家があるが、一村に二、三社家がある村は法勝寺村の外には宮前村と境村だけである。「神職本帳」の法勝寺村のところに、中林若狭・中林求馬・平井齋宮の三家がある。中林求馬は若狭の分家であろうか、「境内平地 東西八間半 中林若狭神領地之内」とある。平井齋宮の前は平井市正であった。齋宮は市正の上に付紙がして記されている。この他法勝寺には今岡・井田の陰陽師二家があった。

6. 社家と持宮
 延享二年の神道裁許状から持宮を書き上げて、「八社祠宮平井左近將清」というぐあいに書かれるようになる。寛政元年までは平井家は八社祠宮であるが嘉永元年の裁許状では廿三社、文久三年では廿二社となっている。長田庄全体の神社と三社家の持宮の関係を「会見郡神社御改帳」でみると次のようになる。この記録では摂社・末社もすべて記載しているから裁許状の神社数とは大きく異ってくる。

A 大宮司中林播磨守・祠官平井伊勢 (二〇社)
 法勝寺村 八幡大神社 高良大明神社 武内宿禰神社 天満宮 新守大明神社
 若宮大明神社 弁財天社 稲荷大明神社 御崎大明神社 杉宮大明神社 上恵美須神社 幸神 十二社
 神社 八幡宮 稲荷大明神社 二社
 白山権現社 伽藍神 御崎 三社
 熊野権現社 若宮大明神社稲荷大明神社 荒神 三社
 B 大宮司中林播磨守持宮
 福頼村 月村大明神社 御崎大神社 荒神社 山神 幸神 地主神 七社
 (加茂)
 掛合村 鴨皇大明神社 権現社 荒神社 山神 峯山大明神社 地主社六社
 馬佐良村 新守大明神社 御崎大神、山神、荒神、荒神、智明権現 御崎大神 牛神 伽藍神 祇園神社 伊勢大神社 地主神 十二社
 八子村 荒神 荒神 山神 幸神 荒神 山神 御崎 山神 御崎

とある。神主は中林家、禰宜は平井家であるが、社領七石八斗は両家に三石九斗ずつ等分に割符し、神主、禰宜の間には社領支配において差はなかった。ところで、「伯耆志」は中林氏にふれて、次のように述べている。

「本姓錦織なり。(中略)家伝日、錦織右衛門大夫家宣若狭に住す、年記詳ならず、後、藤之坂家高あり、五代藤左衛門久家出雲に転じ尼子経久に属す、尼子氏当社(法勝寺八幡宮)を崇敬するが故に久家に社の用度を職らしむ。彼家(尼子氏)滅亡の後隣地馬場村に来る。上の陳札に拠るに、子勘四郎姓を中林、久家既に神主たり

通称勘丈夫と改め神主と為て当村に移る、(中略)勘丈夫の子若狭家久寛永三年始て吉田家の裁許状を授ると云へり。」とのべている。一方、平井氏については、「禰宜平井氏今在り」とだけのべているだけである。

中林氏に対する吉田家の神道裁許状の下附か寛永三年を最初だとすると、平井家に伝わる神道裁許状は慶長十八年であり、平井氏の方が早いことになるが、この辺のことは、中林氏の系譜等はずでに当時から火災で失ったといわれ、平井氏についてもこれ以上の家に関する史料がないからなんともいえないところである。先にも引用した嘉永三年の「会見郡神社御改帳」でも両家の関係は中林が大宮司で、平井が祠官・禰宜受持であり、両者の関係は変わっていない。文化元年(一八〇四)ごろの「伯耆國神職本帳」によると会見郡に四六社家

とある。神主は中林家、禰宜は平井家であるが、社領七石八斗は両家に三石九斗ずつ等分に割符し、神主、禰宜の間には社領支配において差はなかった。ところで、「伯耆志」は中林氏にふれて、次のように述べている。

「本姓錦織なり。(中略)家伝日、錦織右衛門大夫家宣若狭に住す、年記詳ならず、後、藤之坂家高あり、五代藤左衛門久家出雲に転じ尼子経久に属す、尼子氏当社(法勝寺八幡宮)を崇敬するが故に久家に社の用度を職らしむ。彼家(尼子氏)滅亡の後隣地馬場村に来る。上の陳札に拠るに、子勘四郎姓を中林、久家既に神主たり

通称勘丈夫と改め神主と為て当村に移る、(中略)勘丈夫の子若狭家久寛永三年始て吉田家の裁許状を授ると云へり。」とのべている。一方、平井氏については、「禰宜平井氏今在り」とだけのべているだけである。

中林氏に対する吉田家の神道裁許状の下附か寛永三年を最初だとすると、平井家に伝わる神道裁許状は慶長十八年であり、平井氏の方が早いことになるが、この辺のことは、中林氏の系譜等はずでに当時から火災で失ったといわれ、平井氏についてもこれ以上の家に関する史料がないからなんともいえないところである。先にも引用した嘉永三年の「会見郡神社御改帳」でも両家の関係は中林が大宮司で、平井が祠官・禰宜受持であり、両者の関係は変わっていない。文化元年(一八〇四)ごろの「伯耆國神職本帳」によると会見郡に四六社家

金崎村	山神 幸神	十社	神社	山神 祇園天王社 妙劔大明神社	十一社
江原村	伊勢大神社 荒神社 御崎社 御崎社 幸神 山神 伽覽神 権現社	二社	森脇大神社 荒神社 山神 御崎社 御崎 火祖神	七社	
今長村	田中大明神社 荒神社 荒神社 御崎 七神 幸神 山神 地主神	九社	与一谷村 荒神社 御崎 荒神社 御崎 山神 幸神	六社	
篠相対	楽々福大明神 荒崎 御崎 山神 幸神	八社	馬場村 荒神社 荒神社 荒神社 金屋子神	三社	
C 祠堂中林求馬持宮 (二二社)		五社	徳長村 権現社 荒神社 荒神社 荒神社 天葦大明神 牛玉神 間神 山神	五社	
大木屋村	住吉大明神社 山神社 幸神 荒神 天神 御崎大明神社	九社	武信村 客大明神社 荒神 荒神 荒神 荒神 天葦大明神 牛玉神 間神 山神	八社	
鴨部村	荒神 御崎大明神 山神 七神 幸神	九社	道河内村 荒神 荒神 山神 御崎	五社	
鍋倉村	荒神宮社 御崎大明神 山神 幸神 七神 福山大明神	六社	伐株村 山神社 御崎 荒神 加羅幸神	四社	
法勝寺村	伊勢宮社	一社	落合村 新八幡宮社 荒神社 客大明神 御崎 山神 高宮大明神社 切明	四社	
D 祠堂中林求馬持宮 (一四三社)			二升村 荒神 山神社 御崎	八社	
法勝寺村	荒神 山神 下恵美須社 客大明神社	四社	常清村 日御崎大神社 荒神社 山神	三社	
西村	荒神 山神	二社	武信村 御崎大神	一社	
賀祥村	荒神 荒神 山神 幸神 於賀神 金屋子神	七社	金山村 牛子大明神社 荒神社 若宮 山神社 山神 天神社 御崎 客大	十社	
鴨部村	伊勢大神宮社 荒神 山神 御崎大明神社 荒神 山神	六社	明神 幸神 鎌倉大明神社		
能竹村	天神宮社 客大明神社 荒神 山神 御崎 御崎 幸神 幸神 荒	九社	(ゴチック体は村氏神・村産土神)		
信頼	客大明神社 荒神 山神 地主神社	四社			
定常村	荒神 幸神 若宮	四社			
早田村	荒神宮社 荒神宮社 荒神 荒神 山神 御崎	六社			
大河内村	天神宮社 荒神 山神 御崎 浄戸神 玄政神	六社			
笹畑村	荒神 客大明神 山神 御崎	四社			
赤谷村	妙劔大明神社 荒神 熊野権現社 山神社	四社			
驛牛村	利壽権現社 子持大明神社 妙劔大明神社 稲荷大明神社 荒神	十三社			
入蔵村	三嶋大明神社 熊野権現社 荒神 荒神 荒神 荒神 御崎 大谷				

「神社改帳」によれば持宮の總数は中林播磨守が八〇社(但し、Aの持方の神社も含めての数字)、中林求馬が二二社、平井伊勢が二三八社となっている。計算の合わないところもあるが、それは追究しなくておく。ところが安政四年閏五月に持宮の移動があり、中林播磨が一〇三社、中林求馬は二二社で変わらず、平井伊勢が一六社となっていた。播磨の持宮の増加は、それまで大宮司中林播磨守、祠宮平井伊勢で持っていたところから、中林播磨の一手作廻になったことと、西村、加祥村、網屋村等の平井の持宮が中林の持宮に移されたことによるものである。この移動は「御裁許之上」とあるから、八幡宮の社家両家の間に何らかの確執があり、争論の裁許としての結果とみなされなければならない。したがって、文久三年の神道裁許状は網屋村が落ちて二二社となったと考えられる。加祥村と西村は村の氏神なり産土神は本来両家の作廻であり、平井家の神道の裁許状にはのっていないもので、平井氏の両村での持宮は撰社・末社である。明治になっての中林家の動向は全くわからない。平井家も社家をやめ、現在では長田神社の社家は今岡莊吾氏であり、今岡家はもと陰陽師として法勝寺村にいた家である。

あとがき

平井家文書は数量こそ少ないが、本館が収集した最初の社家文書ということもあって、全文書の写真版を載せた。平井氏から寄贈を受けてから五年の歳月を経てやっと報告書が出来た。整理に長年月がかかったことをおわびしなければならぬ。

平井家文書は、神道裁許状が中心である。神道裁許状の解説は、安津素彦氏編「神道辞典」(堀書店刊行)の西田氏執筆になる「神道裁許状」の項目をほぼそのまま転載させていただいたことを明記し、安津・西田両氏に礼のお礼をしたい。

この報告書の作成には福井淳人・山根文子があたった。おくれげながら報告書を刊行し、平井氏に感謝の意を表わす次第である。

発行月日 昭和五十六年三月三〇日

昭和五十五年度

資料調査報告書第八集

—— 会見郡長田庄社家 ——

平井家文書 ——

発行所 鳥取県立博物館

鳥取市東町二丁目一二四

〒六八〇 〇八五七 (二六)八〇四二

印刷所 日ノ丸印刷株式会社